

建築物に係る地球温暖化対策の概要(R4.4.1～)

京都府では、地球温暖化防止を推進するため、一定規模以上の建築物を新築・増築する建築主に対し、**一定量以上の再生可能エネルギー設備の導入**及び**府内産木材の使用**を義務づけるとともに、計画書や完了届等の作成・提出・公表を通じて、建築物の環境性能の向上を促進しています。

■ 条例等改正による建築物への再エネ設備の導入義務の強化について

京都府では「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」、「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則」及び「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する指針」を改正し、建築物の建築主に対する再エネ設備の設置・導入義務を強化しました。

対象となる建築物

令和4年4月1日以降に建築確認申請を提出された建築物

※仮設の建築物など建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物は除く

※京都市内で建築等される場合は、以下の市HPをご確認ください（京都市条例等に基づく）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000172303.html>

○対象となる建築物及び条例に規定する建築主の義務

建築物の種別		特定建築物 (延床面積 2,000 m ² 以上の 新築・増築 ※1)	準特定建築物 (延床面積 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満の新築・増築 ※1)
実施義務	再エネ設備導入 設置義務 ※4	6万～45万 MJ/年以上 ※2 (延床面積×30MJ)	3万 MJ/年以上 ※3
	府内産木材等 の使用義務	木材が使用可能な居室の 面積より算出	不要
提出義務	計画書	工事着工 21 日前までに 所管の土木事務所 へ提出 ※5	不要
	変更届	変更届提出要件に該当する 変更が生じた場合のみ	不要
	完了届	工事完了後 15 日以内に 所管の土木事務所 へ提出 ※5	工事完了後 15 日以内に 脱炭素社会推進課 へ提出 ※5

※1 増築の場合は、増築に係る部分の面積

※2 R4.3.31 までに建築基準法第6条第1項の規定による確認申請が提出された建築物は「3万 MJ/年」の義務量が適用

※3 R4.3.31 までに建築基準法第6条第1項の規定による確認申請が提出された建築物は適用外

※4 建築面積が 150 m²未満の場合は適用外

※5 京都市内は京都市建築審査課、宇治市内は宇治市建築指導課へ提出

■再生利用可能エネルギー利用設備の導入

○ 導入義務量（延床面積に応じた最低導入義務量）について

石油等の一次消費エネルギー換算で、6万～45万MJ/年以上の設備を導入するもの
⇒府HPに掲載の「**再エネ設備による一次エネルギー量の算定方法を記載した資料**」等の**根拠資料**を添付の上、提出下さい。

○ 導入設備について

太陽光発電、太陽熱利用施設、小型風力発電、バイオマスボイラーなど
(具体的な計算例は、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する指針を御覧ください。)
※建築物における再生可能エネルギーの導入等に係る建築士の説明義務制度（令和3年4月1日施行）については、[こちら](#)をご参照下さい。

○ 導入場所について

当該建築物だけでなく、その敷地（建築物基準法施行令第1条第1号に規定する敷地）への設置も認められます。

■府内産木材等の使用

○使用基準量について

木材が使用可能な居室の面積をA1、A2、A3…とすると

$$\text{使用基準量 (m}^3\text{)} = 1/100 (\sqrt{A1} + \sqrt{A2} + \sqrt{A3} + \dots)$$

⇒府HPに掲載の「**府内産木材等使用基準量算出シート**」に入力の上、提出下さい。

※ただし、次の場合は、算定対象の面積から除外します。

- ①建築基準法施行令第128条の5第2項、第3項、第5項、第6項の規定により当該居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃性材料以上としなければならない居室
- ②利用形態等により木材等をその建築材料として使用することが困難と認められる居室
 - (1) 浴室、脱衣室、冷凍室、冷蔵庫その他居室の利用状況により常に湿気にさらされている居室
 - (2) 作業所、医師室、手術室、X線室、操作室、暗室その他居室の利用状況により衛生環境を保つ必要がある居室
 - (3) 工場作業室その他居室の利用状況により水や薬品で清掃を頻繁に行う必要がある居室
 - (4) 倉庫、体育館、印刷室その他居室の利用状況により内装を設けない居室

○使用箇所について

内装材、外装材、下地・構造材、工作物等を含む建物の敷地全体で算出できます

○工事完了届提出時に必要な添付資料について

使用した府内産木材等の種類・量が確認できる、以下いずれかの証明書等の写しをご提出下さい。

	発行機関	内容
①	一般社団法人京都府木材組合連合会	京都府産木材証明書
②	一般社団法人緑の循環認証会議	「SGEC 認証林産物」の認証取得を証する書面
③	森林管理協議会	「FSC 森林認証」の認証を取得したことを証する書面
④	京都市域産材供給協会	「みやこ杉木」と認められたことを証する書面
⑤	森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8に規定する伐採届	

【問い合わせ先】

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

電話 075-414-4830

京都府建設交通部建築指導課

電話 075-414-5345

ただし、京都市内は、京都市都市計画局建築指導部建築審査課（電話 075-222-3616）

宇治市内は、宇治市都市整備部建築指導課（電話 0774-20-8794）